

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定により、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の間において令和元年12月20日に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド
施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合（以下「関係市町村等」という。）との間に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別表加茂市の項中

「

加茂市市民プール	加茂市大字狭口甲 1082 番地 1
----------	--------------------

」及び

「

加茂市七谷庭球場	加茂市大字長谷 588 番地 1
----------	------------------

」を削る。

別表田上町の項中

「

田上町交流会館	田上町大字原ヶ崎新田 3072 番地
---------	--------------------

」を

「

田上町交流会館	田上町大字原ヶ崎新田 3072 番地
田上町地域学習センター	田上町大字吉田新田丁 242 番地 2

」に改める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、関係市町村等がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

三条市長 滝 沢 亮

燕市長 鈴 木 力

加茂市長 藤 田 明 美

田上町長 佐 野 恒 雄

弥彦村長 小 林 豊 彦

新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合
管理者 燕市長 鈴 木 力